

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富山県報

令和 7 年 6 月 25 日

水 曜 日

第5392号

## 目 次

### 告 示

- |                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更   | 1 |
| ○漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域についての一部改正 | 2 |
| ○道路の区域変更                         | 3 |
| ○道路の供用開始                         |   |
| ○自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称等    | 4 |

### 公 告

- |                |   |
|----------------|---|
| ○特別保護地区の指針案の縦覧 | 5 |
| ○落札者等の公示       | 7 |

## 告 示

### 富山県告示第285号

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年 6 月 25 日

富山県知事 新 田 八 朗

| 指定構造計算適合性判定機関の名称 | 変更後の業務を行う事務所の所在地                         | 変更前の業務を行う事務所の所在地     | 変更しようとする年月日    |
|------------------|------------------------------------------|----------------------|----------------|
| 一般財団法人日本建築総合試験所  | 大阪府大阪市内本町二丁目 4 番 7 号、東京都港区西新橋一丁目 5 番 8 号 | 大阪府大阪市内本町二丁目 4 番 7 号 | 令和 7 年 7 月 1 日 |

(建築住宅課)

## 富山県告示第286号

漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域についての一部改正  
について

漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域について（昭和49年富山県告示第1147号）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の第2項の規定は、その共済責任期間の開始日が令和7年6月25日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年6月24日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和7年6月25日

富山県知事 新 田 八 朗

## 第2項の表中

|                             |                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「滑川区域<br>（滑川漁業協同組合の<br>地区）」 | (1) ベにずわいがにかご縄漁業<br>(2) ばいかご縄漁業<br>(3) ベにずわいがにかご縄漁業とばいかご縄漁業とを併<br>せ営む漁業<br>(4) 釣り・はえ縄漁業<br>(5) ぶり定置漁業又はほたるいか定置漁業<br>(6) 小型定置漁業<br>(7) 主として刺網を使用して営む漁業<br>(8) 法第 104条第2号に掲げる漁業のうち、(1)から(7)ま<br>でに掲げる漁業以外の漁業 |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

を

|                             |                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「滑川区域<br>（滑川漁業協同組合の<br>地区）」 | (1) ベにずわいがにかご縄漁業<br>(2) ばいかご縄漁業<br>(3) ベにずわいがにかご縄漁業とばいかご縄漁業とを併<br>せ営む漁業<br>(4) 釣り・はえ縄漁業<br>(5) ぶり定置漁業、ほたるいか定置漁業又は主として刺<br>網を使用して営む漁業<br>(6) 小型定置漁業<br>(7) 法第 104条第2号に掲げる漁業のうち、(1)から(6)ま<br>でに掲げる漁業以外の漁業 |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

に改める。

## 富山県告示第287号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 6 月25日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月25日

富山県知事 新 田 八 朗

| 道路の種類<br>及び路線名 | 区 間                  | 変 更<br>前後別 | 記号 | 敷地の幅員<br>メ ー ト ル   | 延 長<br>メ ー ト ル | 縦覧場所         |
|----------------|----------------------|------------|----|--------------------|----------------|--------------|
| 県道<br>新湊庄川線    | 射水市大島北野 163番 2<br>から | 変更前        |    | 最大 45.2<br>最小 17.0 | 396.4          | 高岡土木<br>センター |
|                | 射水市大島北野 146番 1<br>まで | 変更後        |    | 最大 45.2<br>最小 17.0 | 396.4          |              |

## 富山県告示第288号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 6 月25日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月25日

富山県知事 新 田 八 朗

| 道路の種類<br>及び路線名 | 区 間                                    | 供用開始の期日       | 縦覧場所         |
|----------------|----------------------------------------|---------------|--------------|
| 県道<br>新湊庄川線    | 射水市大島北野 163番 2 から<br>射水市大島北野 146番 1 まで | 令和 7 年 6 月25日 | 高岡土木<br>センター |

**富山県告示第289号**

自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称等について

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条及び第118条の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称等を次のとおり定めたので告示する。

令和7年6月25日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 募集種目**

自衛官候補生（男女）

**2 試験期日**

- (1) 在宅のまま受験できるWeb試験（筆記試験、適性検査）

令和7年7月6日（日）～令和7年7月7日（月）

（予備日7月8日（火））

- (2) 身体検査及び口述試験

令和7年7月12日（土）

**3 受付締切日**

令和7年6月30日（月）

**4 試験場の位置及び名称**

- (1) 身体検査

石川県金沢市野田町1番8号 陸上自衛隊 金沢駐屯地

- (2) 口述試験

富山県富山市牛島新町6番24号 自衛隊富山地方協力本部

**5 郵送及び問合せ先**

〒930-0856

富山県富山市牛島新町6番24号

自衛隊富山地方協力本部 募集課

電 話（076）441-3271（代）

F A X（076）441-3271

## 公 告

## 特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、令和7年7月8日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

令和7年6月25日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 特別保護地区の名称

有峰鳥獣保護区特別保護地区

## 2 特別保護地区の区域

別紙図面表示のとおり

## 3 特別保護地区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

## 4 特別保護地区の保護に関する指針の案

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の特別保護地区

## (2) 指定目的

再指定予定地は、県立自然公園に指定されるとともに、「とやま森林浴の森」にも指定され、県民に広く親しまれている。

平成12年には有峰への主要アクセスルートである小見線の大型バスの通行が可能となり、平成14年には有峰森林文化村が設置された。また、平成16年秋には有峰ハウスが開館し、県内外から大勢の人々が訪れる。

この有峰湖に面する地形は緩傾斜地が多く、林相はマルバマンサクブナ群集、ヒメアオキブナ群集、オオバクロモジミズナラ群落が優占し、一部にブナ原生林も残っていることから、自然度の高い植生景観を呈している。

このため、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、植生を含む自然環境の保全を図り、森林性の野生鳥獣の生息環境を維持するとともに、公園等利用者が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

5 1から4までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課HP

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県富山農林振興センター企画振興課

（「別紙図面」は、省略し、1から4までの事項の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

### 特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、令和7年7月8日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

令和7年6月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 特別保護地区の名称

吉峰鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面表示のとおり

3 特別保護地区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の特別保護地区

## (2) 指定目的

指定予定地は、富山県農林水産総合技術センター森林研究所の苗圃、スギの採穂園、採種園及び遺伝子保存林並びにスギの品種の見本林、有用広葉樹の展示林、サクラ品種の見本園等があり、周辺にはアカマツやスギの大径木のほか、コナラ、マンサク、ソヨゴ、ウワミズザクラ、タニウツギ等のかん木の種類も豊富である。

また、平成 5 年に整備された樹木園は、県民に広く親しまれている。

このようなことから、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、森林研究所及び樹木園の適正な管理のもと自然環境の保全を図り、森林性の野生鳥獣を積極的に誘致し、その生息環境を維持するとともに、今後の森林保護行政に資する研究の場とすることや県民等が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

## 5 1 から 4 までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課HP

## 6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県富山農林振興センター企画振興課

（「別紙図面」は、省略し、1 から 4 までの事項の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

## 落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び富山県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 9 年富山県公営企業管理規程第 2 号）第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 25 日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

高速液体クロマトフラフ質量分析装置 一式

- 
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県企業局経営管理課 富山市安住町2番14号
  - 3 落札者を決定した日  
令和7年6月13日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ケンテック 富山市婦中町西本郷 436番地52
  - 5 落札金額  
49,500,000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和7年4月18日